

# 矢巾町における人・農地プランの取組状況(令和2年3月13日更新分)

地域 番号	プランの主な概要			今後の地域の中心となる経営体の状況				中心経営体への農地の 集約化に関する方針	方針を実現するために必要な取組に関する方針									
	協議の場を設けた 区域の範囲	公表日	直近の 更新日	経営体数			集積率		集約化に 向けた 協議	入作農地 の集約化	集落営農 の法人化	農地中間管理 事業の活用	耕作放棄地の 解消・発生防止	後継者・新規 就農者の育成	複合化	高収益作物 への取組み	高付加価値化	6次産業化 への取組
				認農	集落営農	その他	現状→今後											
4	東徳田第1	R2.4.15	R2.3.13	3人	1組織	0	64.00%→76.71%	地区外の農業者と協議して中心経営体である集落営農組織や認定農業者への集約を進める	○				○	○	○			
6	間野々1	R2.4.15	R2.3.13	2人	1組織	育成1人	76.64%→78.15%	中心経営体である集落営農組織や認定農業者等の経営体の中で集約を進める					○	○	○			
10	北郡山	R2.4.15	R2.3.13	6人	1組織	育成3人	65.14%→72.51%	中心経営体である集落営農組織や認定農業者等の経営体の中で集約を進める	○				○	○				
11	上赤林	R2.4.15	R2.3.13	5人 2法人	1組織	0	52.86%→55.15%	中心経営体である法人や集落営農組織、認定農業者の経営体の中で集約を進める 将来的には出入作の整理、分散作圃の解消に向けた取組みを検討する					○		○			○
14	南昌	R2.4.15	R2.3.13	1人	1組織	育成1人	21.95%→21.95%	中心経営体である集落営農組織や認定農業者等の経営体の中で集約を進める						○				○
15	城内	R2.4.15	R2.3.13	2人	1組織	0	37.66%→37.66%	中心経営体である集落営農組織や認定農業者等の経営体の中で集約を進める					○		○			○
19	上矢次	R2.4.15	R2.3.13	1人	1組織	0	42.71%→43.18%	中心経営体である法人や集落営農組織、認定農業者の経営体の中で集約を進める 矢次地区の基盤整備に併せ法人化を検討する			○	○	○		○			○
21	下北	R2.4.15	R2.3.13	2法人 新規2人	0	育成1人	82.52%→88.08%	中心経営体である法人や集落営農組織、認定農業者の経営体の中で集約を進める					○	○	○	○		○
30	白沢2	R2.4.15	R2.3.13	0	1組織	育成1人	69.66%→69.66%	中心経営体である集落営農組織を中心に話し合いながら集約を進める					○	○		○		○

※上記については、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項の規定により公表する参考様式4の内容を一覧にまとめたものです。